

# 各務原市太陽光発電設備等設置費補助金の交付に関する事務取扱要領

(令和6年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和4年7月29日決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金の交付に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

第2条 要綱第12条第1項ただし書の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の着手又は完了の期日を補助金の交付の決定があった日の4月1日から1月31日までの間で変更するもの
- (2) 太陽光発電設備又は蓄電池の設置場所を、各務原市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（要綱様式第1号）に記載された設置場所内で変更するもの

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。